

令和7年度 地域の寺子屋事業の動画作成委託 仕様書

1 目的

本市は、地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、学ぶ機会の向上や豊かな人間性を形成する「地域の寺子屋事業」を進めている。

本業務は、当該事業の更なる進展に向け、認知度の向上及び協力者・参加者の拡大を図ることを目的としたプロモーション動画を制作するため、委託するものです。

2 業務内容

(1) 企画・構成

【動画作成のコンセプト】

- 地域の寺子屋事業の認知度の向上
(知らなかった層に届き、印象に残るキャッチーなものとする)
- 地域の寺子屋事業の多様な仲間集めに対するアプローチ
(地域の寺子屋事業への関心を引き、やってみたいと思えるキッカケ作りとする 等)
- 地域の寺子屋事業従事者のモチベーション向上に寄与
(携わる人々の共感を得られる内容とする 等)

ア 上記コンセプトを基に、事業の魅力、やりがいを感じさせる内容とすること。

イ 「地域の寺子屋事業」の様子やイベント参加者が楽しんでいる姿などを動画に盛り込むことにより、事業従事者の機運醸成につながる内容とすること。

ウ 動画の主な用途としては、「地域の寺子屋推進フォーラム」等における上映、YouTube 川崎市チャンネル、市内の大型ビジョン、デジタルサイネージ等への掲載を予定している。

(2) 撮影・編集

ア 5分程度の映像を本編とし、30秒、15秒等の短縮版も制作すること。なお、短縮版の本数及び長さは本市と協議の上、決定することとする。

イ 撮影場所の利用調整や撮影許可等の手続は、受託者において行うこと。

ウ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、フリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続を受託者において行うこと。

エ 肖像権等の問題やトラブルが発生しないよう、権利処理の手続、被撮影者の了承、トラブル発生時の対応等が必要な場合は、受託者において行うこと。

オ ナレーションやインタビュー等の音声が入る場合は、テロップを入れること。

カ 動画の冒頭及び末尾には、本市が用意した素材を用いること。

◆想定業務量 1人×0.5日×10回（取材・現地調査）

1人×0.5日×10回（編集・打合せ）

1人×0.5日×10回（委託元との調整）

※プロポーザルの際は、想定業務量を参考に、効果的な担当者数や回数などを御提案ください。

3 履行場所

川崎市内

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月30日（月）まで

5 成果物

受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

(1)完成映像データ

ア ファイル形式は mp4形式、画質はフルハイビジョンとし、データ(16:9 素材も併せて)で提出するとともに、ブルーレイプレイヤーで再生できるよう、ブルーレイディスクでも提出すること。

イ ウェブサイトや YouTube、SNS、デジタルサイネージ等での上映を想定し、それに適したデータ容量とすること。

(2)素材データ

(1)の映像データからテロップ及び BGM を除いたデータを提出する。

※ 業務完了後速やかに業務完了届を提出すること

6 業務の適正な実施に関する事項

(1)経費の負担

打合せ等会場使用料、物品の調達費、謝礼など、業務に必要な経費が生じる場合は受託者の負担とする。

(2)成果物の帰属

成果物及び成果物を作成する過程で作成された付属物等に係る著作権、所有権、使用权等一切の権利は発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく、成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有すものとする。

(3)業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

(4)個人情報の適正管理

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、本委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

7 その他

- (1) 受託者は、適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。なお、成果物等のすべてについて、委託者及び受託者(再委託事業者を含む)の双方において、業務に必要な範囲で利用、改変、二次利用する権利を有するものとする。
- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本委託に係る業務内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合は、本市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。